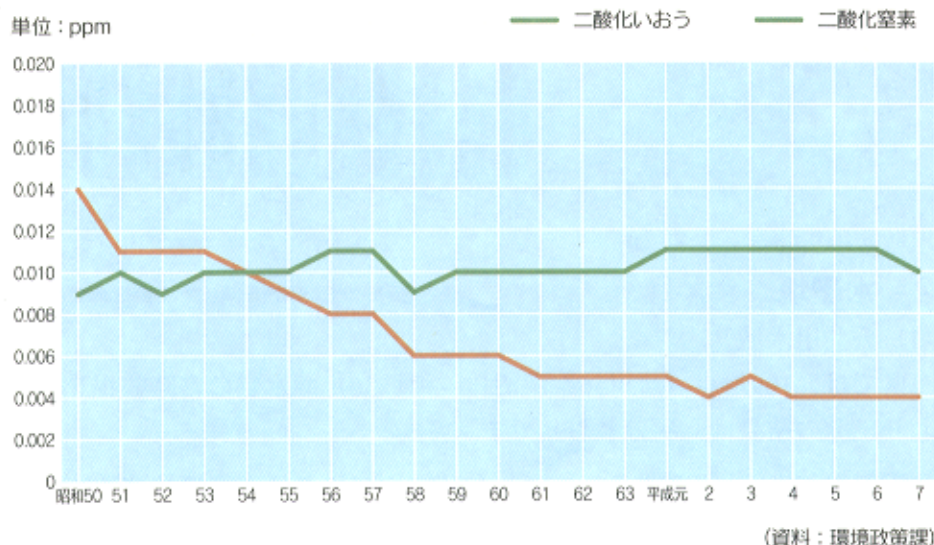




項目別の評価は次のとおりです。

- ①二酸化いおう、一酸化炭素については、全観測局で環境基準を達成しており、良好な大気環境が維持されています。
- ②二酸化窒素については、全観測局で環境基準を達成しているものの、道路周辺では住居地域などの2倍以上の環境濃度となっています。
- ③浮遊粒子状物質^{*1}については、長期的評価^{*2}では概ね基準を達成していますが、短期的評価^{*3}では環境基準の達成率は低い状況です。
- ④光化学オキシダントについては、各測定局で環境基準を超える濃度がみられ、一部の地域では光化学スモッグ注意報の発令レベルに近い濃度が観測されています。
- ⑤炭化水素については、全測定局で国の指針値^{*4}を超える濃度が観測されています。

■県内の二酸化いおう・二酸化窒素平均濃度の推移



(※1) 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒径が10ミクロン（1ミクロンは千分の1mm）以下の微細なほこりやちりのこと。

(※2) 長期的評価：一日平均値について、その数値の高い方から順に並べ、上から2％分（365日測定であれば、7日分）を除いたところにあるデータと環境基準とを比較する方法。

(※3) 短期的評価：連続または随時の1時間または1日の測定データを、そのまま環境基準と比較する方法。

(※4) 指針値：光化学オキシダントの生成を防止するために定めた大気中の炭化水素濃度（午前6時から9時までの平均値が、0.20～0.31ppmCの範囲内であること）。なお、炭化水素についての環境基準は、9年2月現在、定められていない。